

看護師・助産師修学資金 貸付制度のご案内

● 修学資金申込対象者

- (1) 看護師養成施設に在学する者で、卒業後、直ちに公立みつぎ総合病院へ勤務しようとするもの
- (2) 助産師養成施設に在学する者で、卒業後、直ちに公立みつぎ総合病院へ勤務しようとするもの

● 修学資金貸付額及び貸付期間

- (1) 看護師・・・月額 20,000 円
- (2) 助産師・・・月額 45,000 円
- (3) 最終学年の 1 年間に限る貸付額（本人の申請により次の額とすることができる）
 - 看護師・・・月額 70,000 円
 - 助産師・・・月額 80,000 円
- (4) 期間：貸付決定の月から卒業の月まで

● 修学資金利息

無利息

● 修学資金の貸付方法

4 月、7 月、10 月及び 1 月の 4 期にそれぞれ 3 ヶ月分を最初の月に貸付します。
4 月または 5 月中の申込みは、6 月末日までに 1 期分（3 ヶ月分）を貸付します。

● 修学資金貸付申請手続

修学資金の貸付を希望されます方は、修学資金貸付申請書と次の書類を提出してください。

- (1) 在学証明書の写し
- (2) 住民票の抄本
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書
- (5) 連帯保証人の印鑑証明書及び身元証明書
- (6) その他病院が求める書類

● 修学資金貸付申請の期限

この制度が終了するまでの毎年 5 月 31 日までに申請ください。
（5 月 31 日が休日の場合はその翌日まで）

● 修学資金の返還免除

- (1) 月額 20,000 円又は月額 45,000 円の貸付を受けた者

- ①卒業後、直ちに公立みつぎ総合病院に勤務し、その継続勤務期間（看護師等の資格取得後の期間）が貸付を受けた期間に達したとき（助産師の場合は貸付期間の 2 倍の期間の継続勤務） ⇒修学資金の全額を免除
- ②その勤務中に公務上の災害により死亡又は負傷し若しくは疾病にかかり、勤務を継続できなくなったとき ⇒修学資金の全額を免除

(2) 最終学年に月額 70,000 円又は月額 80,000 円の貸付を受けた者

- ①卒業後、直ちに公立みつぎ総合病院に勤務し、月額 10,000 円の返還を 3 年間した場合
⇒修学資金の未返還残額の全額を免除
- ②その勤務中に公務上の災害により死亡又は負傷し若しくは疾病にかかり、勤務を継続できなくなったとき ⇒修学資金の未返還額の全額を免除

● お申込み・お問い合わせ先

公立みつぎ総合病院 総務課 〒722-0393 広島県尾道市御調町市 124
TEL (0848) 76-1111 (代表)